２－１　単体企業

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、申請中の場合は開札の時までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　本業務に係る申込者は、別途発注予定の「令和８年度管内技術審査補助業務」及び「令和８年度那覇港発注補助業務」、また別途発注済みの「令和６年度管内技術審査補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」及び「令和６年度那覇港発注補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　情報保全に係る履行体制が適切であること。なお、その判断は以下による。

本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（参加表明書添付（別紙３））」を参加表明書と併せて発注者に提出すること。

２－２　設計共同体

⑴　２－１に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年１月30日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から令和８年度那覇港航行安全支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑵　各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。

また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

⑶　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

２－３　入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（令和５年10月２日付け府開管理第1519号）（以下「競争契約入札心得」という。）第４条の３第２項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

⑴　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②においても同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

⑵　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑶　その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記⑴又は⑵と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

２－４　参加表明書に関する要件

⑴　参加表明書の提出者に関する要件

①　同種又は類似業務の実績　下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務は実績として認めない）において１件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務：港湾における船舶航行安全に関する業務。

・類似業務：船舶航行安全に関する業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が１件以上の実績を有すること。

②　実績として挙げた業務が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）であり、請負業務成績評定を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない。

③　令和４年度から令和６年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の業務区分「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量」及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務区分「建設コンサルタント等」の３年間の平均業務成績が60点未満の場合は競争参加資格を認めない。

ただし、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務成績がない場合は、この限りではない。

④　業務実施体制　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

⑵　配置予定管理技術者に対する要件

①　資格に関する要件　配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保出来れば可）でなければならない。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設振興課又は不動産市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知予定日は令和８年２月20日とする。

［１］技術士：【総合技術監理部門（建設科目）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［２］技術士：【建設部門】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［３］博士の資格を有している者。

［４］海技士：【航海部門５級以上】の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。